

インドネシア：インドネシア語版を作成しない契約の効力

アジアニュースレター

2024年1月24日号

執筆者:

[吉本 祐介](#)

y.yoshimoto@nishimura.com

[Setyaning Kartika Rini](#)

srini@wplaws.com

[我妻 由香莉](#)

y.wagatsuma@nishimura.com

[Irfansyah Dwinanda. Nasution](#)

idwinanda@wplaws.com

2009年に国旗、言語、記章および国歌に関する2009年法律第24号(以下「言語法」といいます)が制定されて以降、契約書に使用する言語について、多くの論争が生じています。特に、2015年に最高裁判所が英語のみで作成されたインドネシアの当事者と外国の当事者との間の契約を無効と判断した(以下「2015年判決」といいます)ため、さらに議論が紛糾しています。

このような状況の中、最高裁判所は、最近、言語法に関するガイドラインを定める2023年通達第3号(以下「2023年通達」といいます)を制定しました。2015年判決とは対照的に、本ガイドラインは、インドネシアの当事者と外国の当事者との間の契約について、いずれかの当事者が悪意・不誠実さを有する(英語で“bad faith”にあたりますが、その定義は2023年通達上明らかではありません)ことが証明されない限り、インドネシア語版を作成しないことは無効の理由とはならないと規定しており、新たな混乱が生じる可能性があります。一方、多くの実務家は、以下に述べる理由から、2023年通達の法的効力と実効性について懐疑的な見方をしています。これらを考慮し、また潜在的リスクを積極的に緩和する観点から、実務上可能な限り、インドネシアの当事者と外国語の契約を締結する場合には、引き続きインドネシア語版を作成することが望ましいものと思われます。

A. 2023年通達の位置づけ

インドネシアの立法制度において、制定法として法的拘束力を有する言語法やインドネシア語の使用に関する2019年大統領令第63号(以下「2019年大統領令」といいます)とは異なり、2023年通達は、最高裁判所の管轄下にある裁判所の判事のためのガイドラインにすぎません。従って、法令上、2023年通達は、言語法および2019年大統領令の規定を改廃する効力はありません。

B. 2023年通達の拘束力

2023年通達は、裁判所外の当事者に対しては効力を有しないことから、裁判所外の団体にその規定を遵守させる法的または規制上の権限を有しておらず、また、裁判所外の個人や団体に対して法的拘束力のある義務または要件を課す権限を有していないと考えられます。よって、仲裁廷などの他の判断機関は、言語法および2019年大統領令について独自の解釈を展開することができます。

C. インドネシア最高裁判所の判断の一貫性

実務上、インドネシアの最高裁判所は、通達に法的拘束力がないことを理由に、しばしば自ら制定した通達を無視した判断を行うなど、一貫性を欠く対応を取る傾向があります。具体例としては、2022年に制定された2022年通達第1号（以下「2022年通達」といいます）において、破綻した協同組合に対しては、協同組合省のみが破産手続きを開始することができるとしていますが、同通達の制定にもかかわらず、最高裁判所は、2023年1月に Sejahtera Bersama 協同組合、2023年2月に Pracico Inti Utama 協同組合について、協同組合省が申立てを行っていないにもかかわらず、破産申立てを認めました。いずれの件においても、最高裁判所が2022年通達について特段言及、検討していないことは注目に値します。したがって、今般の2023年通達の制定にもかかわらず、最高裁判所やその他の裁判所がこれに従わず、言語法および2019年大統領令について独自の解釈をする可能性は残るものと言わざるを得ません。

本ニュースレターは、インドネシアの独立の事務所であり、西村あさひ法律事務所・外国法共同事業と提携関係にある Walalangi & Partners と共同で作成しています。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 広報課 newsletter@nishimura.com